

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

対象期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

1. 派遣労働者の数 5 人
2. 派遣先の数 5 社
3. マージン率 35.5%
※ マージンの中には福利厚生費・法定福利費・研修教育費・会社維持費などが含まれます。
4. 教育訓練に関する事項
 - ①ビジネスマナー研修
 - ②守秘義務研修
 - ③スキルアップ研修
5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額
32,629円（1日8時間換算）
6. 派遣労働者の賃金の額の平均額
21,054円（1日8時間換算）
7. 労使協定締結の有無
労使協定の締結無し
8. その他
福利厚生に関する事項
 - ①各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
 - ②定期健康診断受診
 - ③慶弔見舞金
 - ④特別休暇
 - ⑤表彰制度
 - ⑥予防接種助成